

社会福祉法人 共生の杜 役員報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人共生の杜の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の範囲)

第2条 役員等の報酬とは、当法人が役員等に対し理事または監事としての業務執行の対価として支払うものとする。

(報酬額の決定)

第3条 報酬は、当法人の資産及び収支の状況などを勘案し、第4条の区分により評議委員会が決定するものとする。

(報酬の基準)

第4条 報酬は、次の区分に応じてそれぞれに定める金額を限度とする。

理事長	年間	1,200万円
理事	年間	600万円
監事	年間	200万円

(報酬の支払)

第5条 役員報酬は月額で設定し、職員給与の支給日に銀行振り込みにより支給する。

(報酬からの控除)

第6条 毎月の報酬から控除されるものは、所得税、住民税、社会保険料および控除することについて本人から申出のあった立替金等とする。

附則 この規程は、令和元年5月20日から施行する。